

第2回 南丹市権利擁護・成年後見センター
運営委員会
議 事 録

南丹市権利擁護・成年後見センター運営委員会事務局

(南丹市福祉保健部福祉相談課)

令和7年度第2回 南丹市権利擁護・成年後見センター運営委員会

議事録

開催年月日 令和7年9月3日（水）午後2時00分

開催場所 南丹市役所 4号庁舎2階会議室

委員の総数及び出席者数及び出席者数並びにその氏名

(1) 委員の総数 6名

(2) 出席者数 6名

(3) 出席委員（敬称略）

役職	氏名	選出区分	備考
委員長	松田 めぐみ	京都弁護士会	縁法律事務所
副委員長	上田 浩平	成年後見センター・ リーガルサポート 京都支部	上田司法書士事務所
委員	川上 真知子	京都社会福祉士会	社会福祉共同事務所 あおぞら
委員	榎原 克幸	学識経験者	南丹市社会福祉協議会 常務理事（事務局長）
委員	若井 淑子	学識経験者	南丹市社会福祉協議会 生活相談課長
委員	船越 由美	学識経験者	京都中部総合医療センター 地域医療連携室

(4) オブザーバー（敬称略）

氏名	備考
村上 綾香	京都府社会福祉協議会 福祉部 生活支援課 主事
工藤 久明	京都府健康福祉部障害者支援課 地域支援・企画係 主任

(5) 事務局

福祉相談課 岩間課長、柳井係長、大狩主任、林相談支援員

1 開会

【司会】

定刻となりましたので、令和7年度第2回南丹市権利擁護成年後見センター運営委員会を開会させていただきます。

本日は京都家庭裁判所後見センター白石様、京都府障害者・高齢者権利擁護支援センター今井様は都合により欠席とお伺いしています。なお家庭裁判所園部支部永島様は特に連絡がないのでまた追って出席いただけるかと思っています。

それでは本日の運営委員会ですが、南丹市成年後見制度の利用を促進するための条例第13条第2項の規定により委員の半数以上の出席となっていますが、本日は委員6名全員に出席いただいていますので本委員会が成立していることを報告させていただきます。それでは開会にあたりまして委員長よりご挨拶をお願いします。

2 委員長あいさつ

【委員長】

本日もよろしくお願いします。私は今年度日弁連の委員になっており2ヵ月に1回程、日弁連の会議に出席しています。その委員会の中に部会がありまして、私は中核機関の部会で、他の都道府県の状況とかも聞いていおり、中核機関の取り組みも地域差もあるのでまた紹介していきたいと思います。

【司会】

それでは次第に従いまして議事を進めさせていただきます。以降の議事進行につきましては委員長に議長をお世話になり進行をお願いします。

3 議事

(1) 報告事項

① ケース報告

【委員長】

円滑な議事進行に協力をお願いします。

ケース報告につきまして事務局から説明をお願いします。

【事務局】

資料1をご覧ください。

新規相談としては6 ケースになります。

○新規相談ケース報告

《個人情報につき議事録非公開》

新規相談ケースの状況

- | | |
|---------|-----|
| ・ 在宅の者 | 4 件 |
| ・ 入院中の者 | 2 件 |

○市長申立てケースの報告と個別ケース報告

《個人情報につき議事録非公開》

② 市民後見人支援について

【委員長】

次の議題に移ります。市民後見人支援について事務局より報告をお願いします。

【事務局】

市民後見人の活動報告をセンターの支援体制も含めて報告します。資料2の市民後見人の活動報告をご覧ください。

○市民後見人Aさんのケース報告

《個人情報につき議事録非公開》

○市民後見人 B さん、C さんのケース報告

《個人情報につき議事録非公開》

③社会福祉協議会法人後見人について

【委員長】

次の議題に移ります。社会福祉協議会の法人後見について報告をお願いします。

【社会福祉協議会】

今年度に入り法人後見支援員の登録状況の確認をしたところ、昨年度までは7名の登録でしたが2名が辞退して現在5名の登録者となっています。

○法人後見、D さんのケース報告と相談

《個人情報につき議事録非公開》

④令和7年度 前期市民後見人フォローアップ研修について

【委員長】

次の議題に移ります。令和7年度前期市民後見人フォローアップ研修について事務局より説明をお願いします。

【事務局】

令和7年度前期市民後見人フォローアップ研修について説明させていただきます。資料3をご覧ください。

令和7年7月17日木曜日、午後1時半から園部文化会館アスエルそのべで開催しました。目的は市民後見人候補者名簿登録者のモチベーションや知識、スキルの維持・向上、受任している市民後見人のスキルの向上としました。当日は市民後見人候補者名簿登録者9名と南丹市社会福祉協議会の職員の方3名が参加しました。最初にセンターから色々と報告をした後、研修の内容は2本立てとしまして、最初に講義として家庭裁判所報告書式の全国統一書式への変更について裁判所の書記官に講師をお世話になりました。アンケートにも記載していますが、講義内容・質疑応答、共に良く分かった・だいたい分かったが大多数を占め、まだまだ勉強の必要性があり頑張って勉強しなければならないという意見もありました。市民後見人の活動の中でも報告書は重要になりますので研修を受けてスキルが上がったのではないかと考えています。

次に実践ワークとして意思決定ミーティングを体験するロールプレイングを実施しました。意思決定支援を体験するロールプレイングを通じて、市民後見人として必要な知識と技能を身につけることを目的として進行はセンターの職員が担当しました。場面設定を特別養護老人ホームに入所している被後見人から外出希望があり、後見人の要望で施設ケアマネージャーが進行役になって本人と後見人、支援者による支援ミーティングを開催するとし、3グループに分かれて被後見人、施設ケアマネージャー、看護師・介護職員と役割を設定してグループワークを進めました。グループワークを終えての感想意見としては今後の活動について参考になった。本人の意思決定を尊重していく事が理解できた。意思を尊重するために他職種との連携が必要になると感じたなど前向きな意見を頂きました。全体として好評を得て、来年度の養成講座、フォローアップ研修に繋がる事が出来たのではと思っています。

【C 委員】

皆さんすごく熱心に研修を受けられて有意義な研修がされたと思います。意思決定支援についてもロールプレイングされたという事なので、今後そういう経験が役立つと思います。ご苦勞様でした。

(2) 協議事項

①令和7年度 支援者向け研修会、後期フォローアップ研修（案）について

【委員長】

協議事項、令和7年度支援者向け研修会後期フォローアップ研修について事務局より説明をお願いします。

【事務局】

令和7年度支援者向け研修会、後期フォローアップ研修について説明させていただきます。資料4とチラシをご覧ください。令和7年11月12日水曜日、午後2時から園部交流会館地下1階コスモホールにて昨年と同様に令和7年度南丹市成年後見支援者向け研修会を開催することになりました。成年後見の申し立てや後見人と関わっている福祉、医療・行政関係者・地域支援者・市民後見人候補者名簿登録者に対して成年後見制度の普及啓発を目的とし、後期市民後見フォローアップ研修も兼ねて開催する予定としています。

支援者向け研修会の狙いとしては研修を通して当事者や家族への成年後見に関する情報提供など支援者が実施する場面での理解を深め知識を向上してもらう。支援者向け研修会を通して地域の権利擁護ネットワークの体制整備に必要な後見制度の理解を深めてもらう。研修会を開催することで権利擁護に関する連携がとりやすい環境を作るとしています。市民後見人の名簿登録者の研修会の狙いとしては市民後見人名簿登録者として学びを深め知

識の向上を図る。現在受任している市民後見の知識の向上を図る。名簿登録者のモチベーションの維持向上を図るとしました。

内容は3本立てにし、最初に支援者が経験した事例を通して課題等を一問一答してもらう形式とし、居宅のケアマネージャー、障害の計画相談員、病院の相談員、生活保護のケースワーカーに登壇してもらい回答内容によっては三士会の先生方から回答・助言をいただく予定としています。一問一答は資料の通りとしておりますが進行状況によって内容が変わる可能性もあります。時間は30分程度としています。2番目として、弁護士に講師をお世話になり、これからの成年後見制度の見直しについて民法改正を踏まえて講演していただく予定で今後の流れを知る機会になればと思います。時間は40分程度を予定しています。3番目はパネルディスカッションを予定しています。パネラーに弁護士、司法書士、社会福祉士、社会福祉協議会の運営委員の皆様にお世話になり、権利擁護に関する質問の回答を通じて学びを深める機会としたいと考えています。時間は40分程度を予定しています。

現在、各関係者にパネラー、登壇者などをお願いし、みなさまから承諾を得ている状況です。別添の啓発用チラシに、研修会の内容やお世話になる方の名前を掲載させていただいています。啓発のチラシについては運営委員会の後に関係者に周知させていただいて参加を募る予定としています。

【A 委員】

講演としては話しにくい話ですが、今はこう変わりますとカチッと決まっている訳ではなく、パブリックコメントを審議会が各団体に意見を聞いて意見が出た所なので、それをこれから検討して法改正をどうしようということで協議が続いている状況ですのでザックリと大体こんな感じになるんじゃないかなという話になるかと思います。

【D 委員】

3番のパネルディスカッションで成年後見制度や権利擁護についてとありますが、この権利擁護は広義の意味での権利擁護ですか、それとも権利擁護事業についてですか。

【事務局】

大きな意味での権利擁護でいいかと思います。昨年の研修のパネルディスカッションで質問を募ったところ、成年後見制度よりも大きなくりの部分の質問を頂きましたので権利擁護としています。

補足として、この時期にこのテーマを入れたかと言いますと、支援者の方は入り口の支援の中の選択肢として成年後見も選択肢として持たれています。以前は、成年後見制度は最後の砦というかこれを使えば全て解決するような最後の手段という理解もあったかと思いますが段々と変わってきて、南丹市でも保佐、補助の申立てであったり本人が主体となった申

立ての話もある中で、これから成年後見制度がどういう方向に行くのか、支援者が関わる入口の場面ではどうなるのか、出口の場面ではどうなるのか、本人の意思が大切であって今後は終わることもあるとか、入口の所で支援者が当たり前だと思っていた所が本人の権利擁護の部分から改正をされる所を法的な根拠を持って話して頂けたらという意図もありこの時期にお話をいただきたいと思います。

②第2回 権利擁護支援ネットワーク・協議会（案）について

【委員長】

続きまして協議事項2番、第2回権利擁護支援ネットワーク協議会案について事務局より説明をお願いします。

【事務局】

それでは第2回の権利擁護支援ネットワーク協議会の案についてご提案させていただきます。この協議会につきましては昨年12月23日に皆様方にお世話になりまして第3回の運営委員会の後に引き続きという事でお世話になりました。この協議会については昨年初めての取組みとして第1回協議会を実施しましたが、今年度第2回として計画するものです。

資料5をご覧ください。協議会案という事で最初に目的ねらい等、要綱という事で内容をまとめています。今年度も特に権利擁護支援に関する課題の共有とか地域の課題や問題解決に向けた協議の場として位置付けて、第2回の協議会の開催を予定しています。協議会参加者については色んな団体が出ておりますが、南丹市権利擁護成年後見センターの運営委員の皆様方にお世話になりたいのと、関係機関や団体という事で対象者は広く掲載していますが固定するのではなくてその時の協議内容に応じた形で招集していきたいと考えています。続けて裏面をご覧ください。協議会案という事で当日予定している内容を記載しております。会議名は昨年の協議会の時に南丹市権利擁護成年後見センター協議会として実施しましたが、協議会では名称も分かりにくいという事なので、事務局案としては南丹市権利擁護ネットワーク協議会として第2回を開催したいと考えています。日時は昨年度同様に12月の運営委員会の後に引き続きという事で約90分間を考えています。3番の議題についてはテーマに応じた形の団体に声がけさせていただければと思います。協議内容は、開会、参加者紹介、3番ですが、今現在考えているのは権利擁護支援における地域課題の検討としまして身寄りのない方等の金銭管理と権利擁護支援の課題という事で思っています。成年後見制度また福祉サービス利用援助事業による金銭管理と権利擁護支援の課題、またそれ以外の方法の検討という事で、最近は金銭管理と日常的な見守り機能の付いたカードもあつたりしますので関係機関の皆さんから色んなご助言を出して頂きながら情報交換も含めてやっていけたらと思います。本日ご意見を頂きましてご承認いただけましたら事務局で具体的に準備を進めていきます。

【E 委員】

この協議会は非常に期待しており、良い取り組みだと考えています。今後テーマによってとか、裾野を広げていくような考え方ですので、南丹市域において法人後見を実施している法人として後見に繋いでいくとか、後見制度を利用していく側だけでなく、後見の主体となり得る法人を開発していくとか、そっちの方に動いていくような社会資源をもっと増やしていけるようなネットワークになっていけばと期待もしていますので検討をよろしくお願いします。

③市民後見人養成講座（案）について

【委員長】

続いて協議事項 3 番目、市民後見人養成講座の案について事務局より説明をお願いします。

【事務局】

協議事項 3、市民後見人養成講座案について説明させていただきます。資料 6 をご覧ください。養成講座の狙いとしてはステップ 1 として初級編、幅広い権利擁護の視点と南丹市の抱える権利擁護の課題を学び、地域福祉サポーターの登録を目的としています。ステップ 2 基礎編は地域共生社会の実現に向けて必要な権利擁護の知識を学び、権利擁護サポーターや社会福祉協議会の権利擁護支援員の登録を目的としています。ステップ 3 実践編は地域に根差した権利擁護の担い手としての機能を学び、市民後見人名簿登録者・法人後見支援員の登録を目的としています。初級編の開催時期ですが令和 8 年の 5 月頃の 1 日間を予定しています。カリキュラムは資料に記載の通りです。基礎編の開催時期ですが令和 8 年の 7 月～10 月の 4 回に分けて実施する予定でカリキュラムについては資料に記載しております。

先日 A 市の成年後見の担当者と養成講座を南丹市と A 市と合同で開催出来ないかという話もさせて頂きました。仮に A 市との共催となりますと初級編の開催時期が 5 月と 6 月に分けてそれぞれ開催できますし、受講希望者も幅広く受けることが可能となるため人材の確保もしやすくなるのではと思われます。まだ確定ではありませんが南丹圏域でこういう声も上がっていることを報告させていただきます。

【A 委員】

A 市でも市民後見人養成に前向きになってきたという事ですか。

【事務局】

市民後見人の養成に関してですが今回ステップ 1～3 まで作っています。ステップ 3 までいくと市民後見人の養成ですが、A 市も南丹市と同じように今後の成年後見などで権利擁

護を考える中で市民への啓発が重要だと強く感じておられまして、ステップ1や2であればA市でもやれるんじゃないかという事でした。同じ研修をすることで質が担保され相互の連携が取りやすいという所や、こちらの提案に対して現行のA市の体制でもいけるという事でA市と調整していけるかなと思っています。市民後見人にも用語としての市民後見人と研修課程もありますので、A市が今後どういう選択をされるかですが多分市民後見人だけを養成しようと南丹市だけが声を上げて難しいと思いますので、今回の形で声をかけた所前向きな返答を頂けているのでステップ2まで一緒に出来ればという事で話しています。

【A 委員】

他の都道府県の各市町村にそれぞれ中核機関はありますが、それぞれ自治体ごとの取り組み状況はまちまちで一部の市町では対応出来ないところ、圏域ごとにグループを作って各市町村にもあるけども圏域でも1市町村では出来ないこともやっていこうという所もありますので、A市と南丹市もこういう研修と一緒に出来るようになればと思っています。

(3) 情報交換

【委員長】

次に情報交換に移ります。委員、オブザーバーの皆様からの場で連絡事項、報告事項等何かあればお願いします。

- ・F 委員より、病院内の精神保健福祉士の配置についての情報提供。
- ・D 委員より、福祉サービス利用援助事業の課題と新日自の動向についての情報提供。
- ・G オブザーバーより、府社協の総合的な権利擁護支援についての検討会の情報提供。
- ・B 委員より、後見人の新規口座解説における金融機関の現状についての情報提供。

【委員長】

それではこれで本日の協議を終わらせていただきます。ご協力いただきありがとうございました。司会にお返しします。

4 閉会

【司会】

委員長ありがとうございました。

次回の第3回運営委員会は、12月に運営委員会と合わせて協議会という形で案内させて

いただきます。11月の支援者向け研修、12月の協議会、また来年度以降の市民後見人の養成講座も提案させていただきました。また事務局から運営委員の皆様、オブザーバーの皆様
に逐一伝えながら一緒に進めていきたいと思いますのでよろしくお願いします。

それでは本会の閉会にあたりまして副委員長より閉会の挨拶をお願いします。

【副委員長】

本日も大変お疲れ様でした。法改正の話は私自身も勉強させていただこうと思っているんですけど、後見制度を敬遠していた方もスポット後見ができれば使いやすくなるんじゃないかという期待をされている人もいるみたいで、具体的に聞いてくる人もいらっしますが、まだ内容は決まっていないので難しいところです。スポット後見で特に課題が解決して終わった時に金融機関などの手続きはどうなるのだろうか、その辺は私も一番気にしている所です。ただかなり大きな改正ですので、皆で勉強していきたいと思います。今後ともよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

【司会】

それではこれもちまして閉会とさせていただきます。本日はありがとうございました。